

議案第 3 1 号

飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例について

飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 1 0 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

市内で林業及び木製品製造業に従事しようとする学生に対して修学資金を貸与するための制定

飛驒市林業・木工技術者等修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、市内で林業及び木製品製造業に従事しようとする学生に対して修学資金を貸与することにより、林業技術者及び木工技術者の養成及び確保を容易にし、もって本市の森林整備及び木材活用の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「林業技術者」とは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条の規定のうち、次の全てに該当する特別の教育を受けた者をいう。

- (1) 伐木等機械の運転の業務
- (2) 走行集材機械の運転の業務
- (3) 機械集材装置の運転の業務
- (4) 簡易架線集材装置の運転の業務
- (5) チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務

2 この条例において「木工技術者」とは、木材に加工を施し、販売を目的とした家具、工芸品、玩具等を製作する者をいう。

3 この条例において「養成施設」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に定める学校をいう。

4 この条例において「市内林業事業体」とは、所有森林又は他者から委託等を受けた森林において造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産事業者で飛驒市内に設置されているものをいう。

5 この条例において「市内木製品製造販売事業者」とは、木材に加工を施し、家具、工芸品、玩具等を製作、販売する事業者で飛驒市内に設置されているものをいう。

(貸与の条件)

第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次に該当する者で養成施設に在学しているものとする。

- (1) 将来、市内林業事業体又は市内木製品製造販売事業体に勤務しようとする者
- (2) 将来、前号の事業体と同様の事業を行う事業者を飛驒市内で新たに起業しよ

うとする者

- 2 修学資金の貸与の決定を受けた者（以下「修学生」という。）は、養成施設を卒業した日の属する月の翌月から起算して3か月以内に第2条第1項又は第2項に定める業務に従事しなければならないものとする。

（修学資金の額）

第4条 修学資金の額は、1人につき養成施設において必要な授業料、教材費、実習費の年額の合計とする。

（貸与期間）

第5条 修学資金を貸与する期間は、貸与することを決定した日の属する月から当該修学生が養成施設を卒業する日の属する月までとする。

（貸与の申請及び連帯保証人）

第6条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てて市長に申請しなければならない。ただし、連帯保証人のうち1人を別世帯員とする。

- 2 修学生が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人を父、母、兄、姉その他成年者である3親等以内の者としなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- 3 前項の保証人は、修学生と連帯して債務を負担するものとする。

（貸与の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に基づいて選考の上、修学資金の貸与について決定し、決定事項を当該申請者に通知するものとする。

（貸与の廃止又は休止）

第8条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の貸与を廃止するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (4) 次項第1号又は第3号の理由で休止した場合で、休止期間が1年を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

- 2 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の

貸与を休止するものとする。

- (1) 傷病のため、修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (2) 留年したとき（ただし、留年期間中に限る。）。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、修学資金の貸与目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

3 市長は、修学生が休学し又は停学の処分を受けたときは、休学し又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月分まで修学資金の貸与を休止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月以後の分として貸与されたものとみなす。

（返還）

第9条 修学生は、前条第1項第2号から第5号までの規定により修学資金の貸与を廃止された場合又は次条に掲げる免除要件に該当する場合を除き、貸与された修学資金を返還しなければならない。

2 修学資金は、無利子貸与とする。

（返還の免除）

第10条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、貸与した修学資金の返還を免除することができる。

- (1) 市内林業事業体又は市内木製品製造販売事業体に連続して在職した期間が貸与を受けた期間の2分の3の月数に達した場合は、全額免除する。
- (2) 前号の事業体と同様の事業を行う事業体を飛驒市内で新たに起業し、業務に従事した期間が貸与を受けた期間の2分の3の月数に達した場合は、全額免除する。
- (3) 市内林業事業体又は市内木製品製造販売事業体に連続して在職した期間が、貸与を受けた期間の2分の3の月数に満たないときは、その全在職期間を貸与を受けた期間の2分の3の月数で除して得た数値を貸付けた修学資金の額に乗じて得た額の返還を免除する。この場合において在職期間に1月未満の端数があるとき、又はその在職期間が1月に満たないときは、これを1月として計算する。
- (4) 前号の事業体と同様の事業を行う事業体を飛驒市内で新たに起業し、業務に従事した期間が、貸与を受けた期間の2分の3の月数に満たないときは、その

全従事期間の貸与を受けた期間の2分の3の月数で除して得た数値を貸付けた修学資金の額に乗じて得た額の返還を免除する。この場合において従事期間に1月未満の端数があるとき、又はその従事期間が1月に満たないときは、これを1月として計算する。

- (5) 修学期間中又は業務従事中に死亡した場合は、全額を免除する。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、市長が定める額を免除することができる。

(返還の猶予)

第11条 市長は、修学生が災害その他の正当な理由により、規則で定めた期日までに貸与した修学資金の返還が困難であると認めるときは、その者の申請により返還を猶予することができる。

(延滞金)

第12条 修学生は、正当な理由がなく修学資金を償還期日までに償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、償還すべき額に飛騨市督促手数料及び延滞金徴収条例（平成16年飛騨市条例第73号）の規定による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して支払わなければならない。

2 前項に規定する延滞金の額の計算についての年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は特にやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金の支払の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例（案）要旨

1 制定の趣旨

本条例は、市内における林業技術者及び木工技術者の養成及び確保を容易にし、もって本市の森林整備及び木材活用の促進を図ることを目的として、市内で林業及び木製品製造業に従事しようとする学生に対して修学資金を貸与するために必要な事項について定めるものである。

2 概要

(1) 修学資金の貸与を行う者

修学資金の貸与を受けることができる者は、次に該当する者で条例で定める養成施設に在学しているものとする。

ア 将来、市内林業事業体又は市内木製品製造販売事業体に勤務しようとする者

イ 将来、前号の事業体と同様の事業を行う事業体を飛騨市内で新たに起業しようとする者

(2) 修学資金の額

修学資金の額は、1人につき養成施設において必要な授業料、教材費、実習費の年額の合計とする。

(3) 修学資金の返還免除

修学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、貸与した修学資金の返還を全額免除する。

ア 市内林業事業体又は市内木製品製造販売事業体に連続して在職した期間が貸与を受けた期間の2分の3の月数に達した場合

イ 前号の事業体と同様の事業を行う事業体を飛騨市内で新たに起業し、業務に従事した期間が貸与を受けた期間の2分の3の月数に達した場合

3 施行日 令和2年4月1日